**平成２３年（フ）第５９号**
福岡市中央区梅光園１丁目２番31号
債務者　大浦富美恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６３号**
福岡市東区松崎４丁目34番12号
債務者　森田　勝代
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６６号**
福岡市中央区小笹３丁目７番９―703号
債務者　鬼山　正次
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６７号**
福岡市南区花畑２丁目13番３―406号
債務者　薗田　良子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第７０号**
福岡県筑紫野市塔原東３丁目12番12―303号
債務者　小野　　章
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８２号**
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵88番地１ネクサスＯＮＥ　Ｃ101号
債務者　古賀佳菜江（旧姓花田・平原）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８８号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋197番地１サンライフＣ棟501号
債務者　上戸　三紀
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９１号**
福岡市南区大橋４丁目17番16号
債務者　影田　博子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９３号**
福岡市東区松香台１丁目25番13―105号
債務者　小山　豊子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９４号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地83
債務者　小泉　英昭
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１００号**
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―816号
債務者　志村　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０２号**
福岡市博多区板付３丁目18番1824号
債務者　増田　静香
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０４号**
福岡市東区多の津５丁目２番18号
債務者　上杉　保雄
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０５号**
福岡市東区多の津５丁目２番18号
債務者　園田シエ子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１１１号**
福岡市南区大橋２丁目15番９―103号
債務者　今村　敦子（旧姓尾割）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１１７号**
福岡市中央区鳥飼１丁目４番48―506号
債務者　寺本　美都
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１２４号**
福岡市東区多の津５丁目５番８―217号
債務者　井上　政昭
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１３２号**
福岡市南区筑紫丘１丁目17番36―703号
債務者　高瀬　京子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部